

消費者被害の事案の概要等について

個人情報流出事件

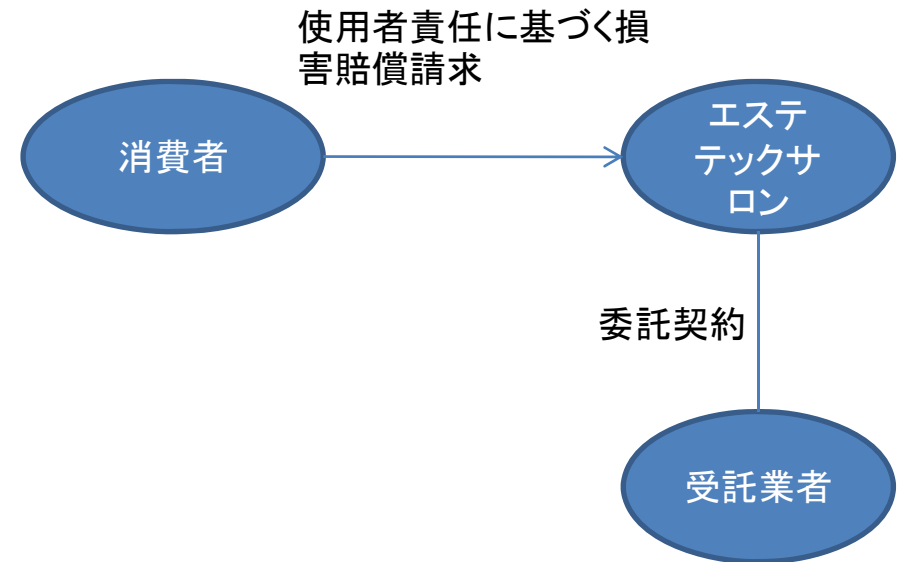
＜事案の概要＞

エステティックサロンを経営する会社が、インターネット上に開設したウェブサイトにおいて実施したアンケート等を通じて原告らから提供され保有管理していた原告らの個人情報を、インターネット上において第三者による閲覧が可能な状態に置き、実際に第三者がそれにアクセスして個人情報を流出させたことによって、原告らのプライバシーを侵害したとして慰謝料の支払を求めた事案。

＜判旨＞

原告のうち、迷惑メールが送信されたなどの二次被害の主張立証がされた者は、慰謝料3万円及び弁護士費用5000円、それがない者には慰謝料2万及び弁護士費用5000円（ただし実際の認容額は既払金3000円を控除したもの）の損害賠償を認めた。

（参考：東京地判平成19年2月8日、東京高判平成19年8月28日）



＜共通争点＞

- ①流出した情報がプライバシーに当たるか、センシティブ情報あるいは機微情報といえるか（個人情報流出の事実の有無及びその態様）。
- ②受託者の注意義務違反（個人情報の管理体制）
- ③使用者責任を負うといえるか実質的指揮監督関係の有無、民法第716条の適用があるかどうか。

＜個別争点＞

損害額（ただし、迷惑メールの受信などの被害がある者とならない者と異なっているが、その他の個別事情は、金額に反映されていない。）

※流失した情報に個人情報が含まれている者であることが必要である。

近未来通信事件

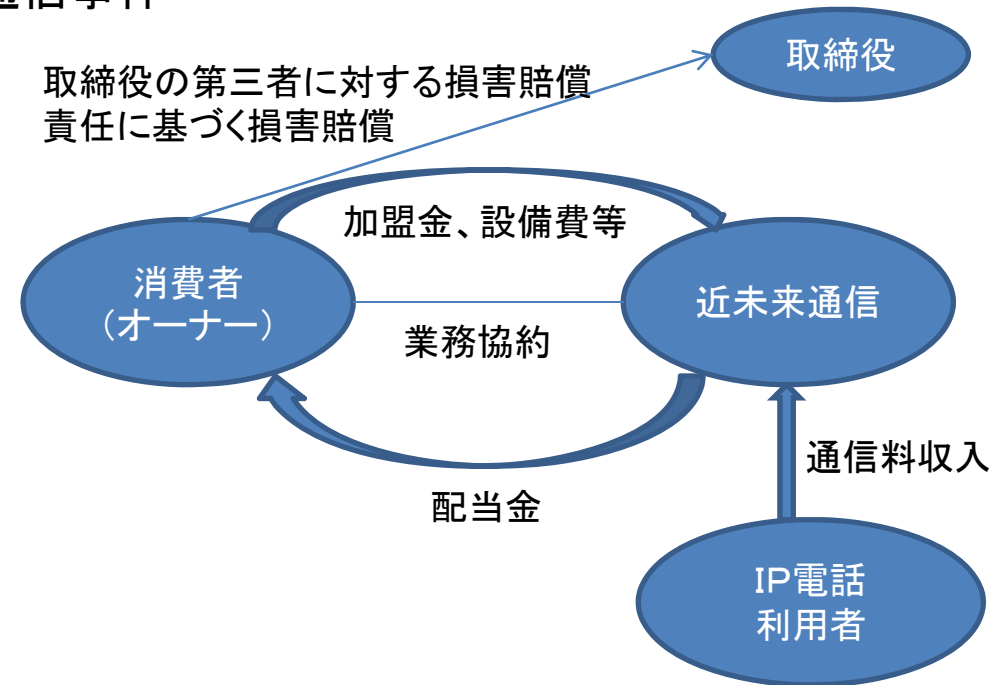
<事案の概要>

「IP電話中継機オーナーシステム」(事業者が行うIP電話事業において必要な国内外の中継局を顧客に所有させるとともに、顧客は、当該中継局における業務を事業者に委託して加盟金・設備費等を支払い、他方で、事業者から顧客(中継局オーナー)に対してはIP電話利用者から徴収する通信料収入を元に毎月配当金を支払う、というもの。)について、当該システムが違法であるとして、取締役に対する損害賠償請求を求めた事案。

<判旨>

当該事業は実体の無い自転車操業と評すべきものであり、中継局オーナーから加盟金等を騙し取る組織的詐欺行為を行っていたことは明らかであり、取締役であればこれを知っていたか、知らなかったとしても重大な過失があることは当然として、損害賠償責任を認めた。

(参考:大阪地判平成20年12月25日)



<共通争点>

- ①当該システムの実態(具体的には、事業者の事業の実情(稼働を確認できたサーバーが2466台中2台のみであること)及び財務内容(事業収入に対し、中継局オーナーへの還元金等支出が圧倒的に多額であり、新規契約者から支払われる加盟金等が還元金に当てられていたこと)から、真実は事業収入がないにもかかわらず、利益配当を謳っただけのものと認定している。)
- ②悪意又は重過失(取締役の責任について。なお、事業者の事業の実情及び財務内容からすれば、取締役であれば、当該事業の実体についての故意又は重過失があることは当然としている。)
- ③故意又は過失(民法第709条、第719条の責任について。取締役就任前の時期のものについて、支店長の要職にあったことから過失を認めている。)

<個別争点>

損害額(オーナーシステム契約に基づき事業者を支払った加盟金設備費等と事業者から支払を受けた配当金の差額)

※前提として、事業者が事業展開をしている「IP電話中継機オーナーシステム」に関する業務協約を締結し、加盟金・設備費等を支払った者である必要がある。

ダンシング・モニター商法事件

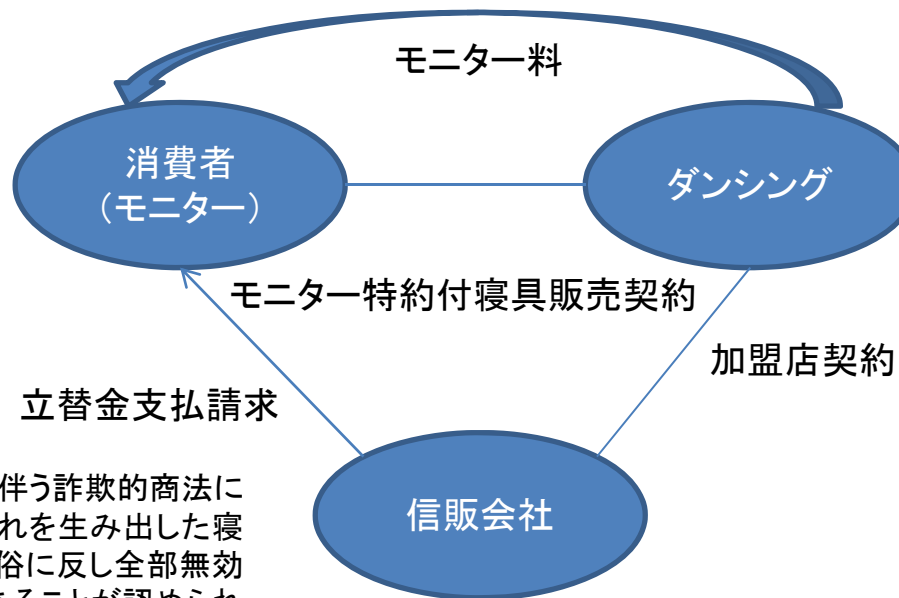
＜事案の概要＞

事業者（ダンシング）から健康寝具を購入するとともに、当該事業者との間でいわゆるモニター契約を締結した消費者が、信販会社に対し、寝具販売契約とモニター契約とは一体不可分なものであり、本件モニター商法は破綻必至かつ勧誘も欺瞞的なものでいわゆる詐欺的商法に当たり、反社会的で公序良俗に反するもので無効であり、割賦販売法第30条の4の規定に基づき、事業者に対する抗弁をもって支払を拒絶する地位にあることの確認を求めた事案。

なお、事業者に対しては、モニター特約付寝具販売契約の公序良俗無効（民法第90条）に基づく不当利得返還請求（同法第703条）をすることが考えられる。

＜判旨＞

本件モニター商法は破綻不可避の反社会的かつ欺瞞的な勧誘を伴う詐欺的商法にも該当するものであって、公序良俗に反する違法な取引であり、これを生み出した寝具販売契約とモニター契約は不可分一体の契約であって、公序良俗に反し全部無効であるとして、事業者に対する抗弁をもって支払を拒絶する地位にあることが認められるとした。（参考：大阪高判平成16年4月16日）



＜共通争点＞

（事業者関係）

モニター特約付寝具販売契約の公序良俗違反該当性。

具体的には、破綻不可避であるという取引の構造及びそのことに関する事業者の認識、モニター商法の勧誘の違法性（破綻必至であるという実態を覆い隠し、組織的かつ巧妙な勧誘方法をもって消費者の軽率さないし善良さにつけ込み、その正常かつ冷静な判断力をまひさせ、本件モニター特約付寝具販売契約を締結していたものであり、この点について詐欺的であり、いわゆる詐欺的商法に該当するとしている。）。

（信販会社関係）

割賦販売法第30条の4を適用することが信義則上許されないか否か。

＜個別争点＞

（事業者関係）

寝具の購入額

※前提として、モニター特約付寝具販売契約を締結して支払をし、あるいはクレジット契約をした者である必要がある。